

別表（第3条、第8条、第9条関係）

1 区分	2 直接補助事業又は 間接補助事業	3 補助事業者	4 直接補助対象経費 又は間接補助対象経費	5 間接 補助事業者	6 補助事業 の重要な変更
(1) 直接 補助 事業	異常な天然現象※により、被害の生じた共同施設の復旧を支援するために、市町村が地域自治会等に対して行う復旧に必要な原材料の支給又は機器の借上げ	異常な天然現象により、被害の生じた共同施設の所在する市町村	被害の生じた共同施設の復旧（原則として、原形復旧とする）のために支給する原材料の購入費（第1欄（1）の補助事業者が現に有している原材料を支給する場合、それを補充する費用を含む）及び機器の借上料	—	(ア) 補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更 (イ) 事業の実施場所の変更 (ウ) その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更
(2) 間接 補助 事業	異常な天然現象※により、被害の生じた共同施設の復旧	同上	被害の生じた共同施設の復旧にかかる費用（原則として、原形復旧に要する費用に対し補助事業者が交付する経費）	共同施設を管理する地域自治会等	(ア) 間接補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更 (イ) 事業の実施場所の変更 (ウ) その他事業内容に重大な影響を及ぼす変更

※異常な天然現象の対象については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害復旧事業を準用する。